

地域計画

策定年月日	令和8年3月31日
更新年月日	2026/3/31 (第1回)
目標年度	令和15年
市町村名 (市町村コード)	山梨市 19205
地域名 (地域内農業集落名)	牧丘・三富  (隼、替地、窪平、堀の内、城古寺、千野々宮、大室、山本、杣口、乙ヶ妻、室伏、大沢、成沢、柳平、請地、屋敷、田屋、上野田、真智、西山、新井、中屋、中尾、久保、豊原、辻屋、笠原、北井、法諭庵、小田野、城下、馬場、井戸川、横道、中野、在華、芦の沢、大村上、大村下、古宿、牧平東、牧平西、膝立、赤芝、下道、上道、漆川、生捕、塩平、塩原、寺井、稲子沢、馬込、下荻原、徳和、興南、下釜口、上荻原、雷、湯の平、天科、円川、西の平、釜口、青笹、赤の浦、芹沢、広瀬、大平)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	717.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	717.6 ha
② 田の面積	53.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	664.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	717.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考) 県営畑地帯総合整備事業等、換地を伴う事業の対象農地については、一時利用地指定原案図の公告以降、最新の地図に基づいた地番の耕作者を担い手と位置付けるものとする。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

貸し出しの意向がある農地情報の収集と提供がうまくいわず、荒廃農地が生まれてしまうことが課題である。また、耕作できない状況でも、他人への貸し出しを躊躇するケースがあることから、地域の信頼できる農業委員や担い手を通して農地のマッチングを図る必要がある。

牧丘

高齢化などにより、今後耕作できなくなってくる農地を任せられる地域の担い手の確保や併せて住居の確保も課題である。

傾斜地が多く高齢者には管理ができない農地が多い。

三富

農地は急傾斜地が多い、日当たりが悪いなど条件の悪い農地が多い、担い手も少なく荒廃農地化が進んでいる。有害鳥獣による作物への被害も多い。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農地の傾斜や進入路の改善のためのハード整備を行政に要望し、地域の農家と法人が協力しあい農地の管理を行っていく。

市やJAに「貸したい農地」の情報提供を積極的に行い、耕作放棄地の解消、集約化を図る。

牧丘についてはブドウを主な栽培作物とし、品質のいい作物を生産していく。

三富についてはブドウ栽培が多いが、キウイなど比較的栽培が容易な作物を栽培していくことを検討する。

県やJAからの情報に注視し、優良品種を栽培していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
高齢化などで耕作ができなくなり、遊休農地が増えることが無いよう、市やJAIに情報を集約し、農地の集約化を意識しながら、農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34.4	%	将来の目標とする集積率
			34.4 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集団化を希望する担い手に農地を集約していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地の貸出や売却の意向がある場合はその情報を市やJAIに集約し、地域で信頼できる担い手への農地集積を進める。 農地を引き受ける担い手を増やすために、新規就農者の育成をしていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
貸出や売却の意向が確認された農地については積極的に農地中間管理機構の活用を推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組
農道や用排水路などの農業施設の修繕や整備などを地域と市の協議のうえ行う。 地域としての意見をまとめ、県や市に基盤整備を要望していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
必要に応じて、地域の農業者が新規就農者を将来の地域農業の担い手となるようサポートする。 また、地域の人たちとのつながりができるようサポートするなど、新規就農者が農地の貸し借りを円滑に行える体制を構築する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ・シカ、イノシシ等の被害を軽減するため、鳥獣害防止柵の設置や管理等を行う。
- ・捕獲人材の確保・育成に努める。
- ・環境に配慮した農業の実践に向け、CO2削減や減農薬・減化学肥料に取り組む。
- ・農作業の省力化、生産性向上に向け、農業用機械の技術開発に注視し、ハウス内温度の自動制御装置や自動草刈機など、スマート農業の導入を検討する。
- ・人口減少に伴う国内市場の縮小を見込み、JAや卸売事業者、輸出事業者等と連携した輸出拡大の取り組みを検討する。
- ・老木の改植や品質や栽培性が優れる優良品種の導入を推進し、生産力の強化、農家所得の向上を図る。
- ・果樹産地構造改革に即した果樹の優良品種への改植・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
- ・高品質安定生産や規模拡大、所得向上に必要な果樹棚の設置、ビニールハウス等の栽培施設の導入を推進する。
- ・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の対象農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。
- ・農作業や農業経営に必要な農業用施設の整備を推進する。

